

（生徒手帳より抜粋）

7. 生徒心得

（１）登下校について

- ① S H R開始（８時 45 分）までに登校すること。
- ②登校後は放課後まで外出してはならない。やむを得ず外出する場合は許可を得ること。登校後、許可なく外出した場合、厳しく指導する。（中抜け禁止）
- ③早朝登校・居残りなどを希望する場合は、事前に許可を得ること。（早朝登校 8 時以前／居残り 18 時以降）
- ④自動車・オートバイ等での通学を禁止する。（同乗を含む）また、制服を着用してのオートバイ乗車は、どこであっても禁止とする。
- ⑤学校から半径 500m 以内での運転および駐停車を禁止する。
- ⑥自転車で通学する者は許可を得ること。運転の際はヘルメットを着用し、校内では定められた場所に駐輪すること。記名・施錠および通学許可ステッカーの貼付を確実にすること。（届・許可願等一覧の項参照）
- ⑦授業日・休業日にかかわらず、登下校の際は制服を着用すること。（制服の項参照）
- ⑧本校生徒として行動する場合や行事の際は必ず制服を着用すること。
- ⑨授業日・休業日を問わず、風紀上好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。
- ⑩遅刻は厳禁とする。度重なる場合は厳しく指導する。

（２）学校生活

- ①挨拶を励行すること。
- ②所持品には必ず記名し、紛失・盗難・拾得などの場合は、直ちに生活指導部に申し出ること。
- ③必要以上の金品を持参しないこと。
- ④学習活動に不用品は持ち込まないこと。学習活動の妨げになるものが発見された場合は一時預かる。
- ⑤土足のまま校舎等の施設に入ること、または上履のまま校舎外に出ることを禁じる。
- ⑥公共物・施設・設備等は無断で使用しないこと。
- ⑦施設・設備・校具等を破損、紛失、汚損した時は直ちに届け出ること。（状況によっては実費を徴収することがある。）
- ⑧生徒間の金品の徴収・物品の販売・署名活動などは生徒会規則によるものを除き原則として認めない。
- ⑨住所・保護者等の変更や欠席・遅刻・早退等の諸届はそのつど行なうこと。長期（１週間以上）にわたる欠席については医師の診断書を添えて届け出ること。（届・許可願等一覧の項参照）
- ⑩学校の内外を問わず、高校生としての品位を保ち、違法な行為をしない。特に、喫煙・飲酒等の行為は厳禁とする。
※紙たばこ・電子たばこ・喫煙具およびそれに類する物を所持したり、未成年の喫煙の場に同席するといった行為を含む。

（３）ロッカー使用

- ①鍵をかけ、責任を持って管理すること。
- ②ロッカー内は整理整頓し、非衛生にならないよう心掛けること。
- ③いたずら書きやステッカー等で装飾することは禁止とする。

（４）体育施設

- ①校庭・サブグラウンド・テニスコートでは運動靴を利用し、革靴では入らないこと。
- ②体育館・剣道場では既定の体育館履きを使用すること。柔道場には素足で入ること。常に館内を清潔に保つよう心掛けること。

（５）その他

アルバイトは好ましくないが、やむを得ない場合は職種・場所・時間等について十分検討し、保護者の承認を得て行なうこと。

8. 制服

(1) 制服について

①制服は本校指定の型とし、ブレザー・スラックス・スカート・ネクタイ・リボンは指定のものとする。

※女子制服冬用スラックスを平成 28 年度より設定した。年間を通して着用可とする。ただし、スラックスを着用する場合は、同時にネクタイを購入し着用すること。

②制服の加工や通常を逸脱する着用は一切禁止とする。

※逸脱した場合は再購入すること。

③白い Y シャツ（白ボタン）を着用すること。

④靴下は華美でないものとする。

(2) その他、服装について

休日等に登校する際も特別な事情がない限り、制服を着用しなければならない。

(3) 制服の着用期間

移行期間については、どちらの着用も認める。

【制服を着用する上での注意事項（通年）】

①ウエストを下げた履き方（腰パン）は禁止とする。ベルトは華美でないものを使用すること。

②指定外のネクタイ・リボン、上着、シャツの着用は禁止とする。

【夏服を着用する上での注意事項】

①ブレザーは不要。

②ポロシャツは禁止。白い Y シャツ（白ボタン）のみ着用可とする。

③ネクタイ・リボンは必着用ではない。ただし、常に携行すること。

④式典行事・進路行事などの際は、ネクタイ・リボンを必ず着用すること。

【冬服を着用する上での注意事項】

①ブレザーにリボン・ネクタイを着用すること。

②防寒着のベスト・カーディガンは着用可とする。ただし、上着の下に着用すること。

※黒・グレー・紺・白・ベージュ（茶）の無地のもの、かつ、首回りは V ネックのもののみ着用を認める。

③登下校時は必ずブレザーを着ること。なお、パーカー・スウェット・ジャージ等の着用は禁止とする。

④レグウォーマーは登下校時のみ着用可とする。

⑤スカートの下にズボン等を穿くことは厳禁とする。

⑥ジャンパー・コート類などの防寒着を校舎内で着用することは、原則として認めない。

9. 頭髪・身だしなみ

(1) 男女とも本校生徒として品位ある髪型をすること。髪の色・脱色、パーマ・エクステンション等の加工は禁止とする。また、過度なデザインカット等をしてはならない。

(2) 化粧、カラーコンタクトの着用、まつ毛の加工（まつ毛パーマ・エクステンションなど）、マニキュアなどは禁止とする。

(3) ピアス、イヤリング、指輪、ネックレスなどの装身具は禁止する。

(4) 本校生徒として品位ある身だしなみを心掛けること。

10. 通学靴・通学かばん

(1) 通学靴は、革靴または運動靴とする。エナメル靴、ブーツ、ハイヒール、サンダル、下駄等は禁止とする。

(2) 学校生活にそぐわない通学かばんは使用しないこと。